

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	常陸太田市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page003348.html

執行機関名 常陸太田市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年常陸太田市条例第27号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		常陸太田市個人番号の利用に関する条例 別表第一 第1の項 常陸太田市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年常陸太田市条例第27号)による医療福祉費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年常陸太田市条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害	第1条 この条例は、妊産婦、小児、児童、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		常陸太田市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年常陸太田市条例第27号) 常陸太田市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第14号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例施行規則 第3条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療福祉費の支給の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の生活保護実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例施行規則 第4条

②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給に申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療福祉費の受給者証交付に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ヘ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例施行規則 第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の生活保護実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第4条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給に申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療福祉費の支払に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該支払に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該支払に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該支払に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の生活保護実施関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例施行規則 第10条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給に申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療福祉費の資格等変更に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該届出に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該届出に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該届出に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の生活保護実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例施行規則 第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給に申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療福祉費の受給者証再交付に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の生活保護実施関係情報
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例施行規則 第13条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給に申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療福祉費の受給資格喪失に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該受給資格の喪失に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該受給資格の喪失に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の生活保護実施関係情報
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第8条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給に申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療福祉費の返還に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該返還に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	常陸太田市医療福祉費支給に関する条例 第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該返還に係る対象者、対象者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の生活保護実施関係情報

備考	
----	--